

とうきょうママパパ応援事業実施要綱

26 福保子家第1628号
平成27年5月27日
28 福保子家第336号
平成28年7月11日
29 福保子家第85号
平成29年4月13日
31 福保子家第304号
令和元年6月14日
2 福保子家第236号
令和2年5月11日
3 福保子家第326号
令和3年6月14日
4 福保子家第118号
令和4年6月30日
4 福保子家2039号
令和5年1月1日
5 福祉子家第94号
令和5年7月31日
6 福祉子家第1135号
令和6年8月21日
7 福祉子家第781号
令和7年6月19日

第1 目的

全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図る。

第2 用語の定義

本事業における用語の定義は以下のとおりとする。

- 1 1歳の子供
1歳以上2歳未満の子供
- 2 転入した
転入区市町村での住民票上の住民となったとき

第3 実施主体

実施主体は、区市町村とする。

なお、区市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

第4 事業内容

別紙に定める事業を実施するものとする。

第5 留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、児童福祉法第10条の2及び母子保健法第22条に基づくこども家庭センターを設置し、母子保健機能（母子保健法第22条第1号～第4号に掲げる事業又はこれらの事業に併せて第5号に掲げる事業を行う機能であって、従来の「子育て世代包括支援センター」が担ってきた機能をいう。以下同じ。）と児童福祉機能（児童福祉法第10条第1号～第3号及び第5号に規定する機能であって、従来の「子ども家庭総合支援拠点」が担ってきた機能をいう。以下同じ。）の両面からの支援の一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うこと。

なお、こども家庭センターの要件は、「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付こ成環第131号、こ支虐第122号、5文化初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知）の別紙4（3）③のとおりとするが、必ずしも1つの施設・場所において2つの支援機能を有している必要はなく、それぞれの機能ごとに複数の施設・場所で、役割の分担や協働をしつつ必要な情報を共有しながら一体的に支援を行うことができることとし、その場合は、それぞれの施設・場所をこども家庭センターと位置づけることができることとする。

- 2 効果的な支援の実施のため、個人情報の保護に十分留意の上、情報の集約・共有、記録の作成について適切に行い、できる限り情報を一元化する等、関係者で情報を共有しつつ、切れ目のない支援に当たること。

また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、支援対象者から支援開始時点に同意を得ておくこと。

なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 （平成28年7月11日付28福保子家第336号）

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則 （平成29年4月13日付29福保子家第85号）

この要綱は、平成29年4月13日から施行する。

附 則 （令和元年6月14日付31福保子家第304号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 （令和２年５月１１日付２福保子家第２３６号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則 （令和３年６月１４日付３福保子家第３２６号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則 （令和４年６月３０日付４福保子家第１１８号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則 （令和５年１月１日付４福保子家第２０３９号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和５年１月１日から適用する。

なお、令和５年１月１日時点で必須事業を実施していない自治体においては、専門職員が確保できない等の理由により、必須事業の要件を満たせない場合、経過措置として、当面の間、令和４年１２月２６日付子発１２２６第１号厚生労働省子ども家庭局長通知 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（以下、「出産・子育て応援交付金実施要綱」という。）に定める一定の研修を受けた一般事務職員及び会計年度任用職員等による事業の実施も可能とする。

附 則 （令和５年７月３１日付５福祉子家第９４号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則 （令和６年８月２１日付６福祉子家第１１３５号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

なお、令和６年４月１日時点でこども家庭センターを設置していない自治体においては、経過措置として、こども家庭センターの母子保健機能に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合に、本事業の必須事業の要件を満たすものとする。

附 則 （令和７年６月１９日付７福祉子家第７８１号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

1 必須事業

(1) 目的

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子供とその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、子供等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など区市町村としての相談支援体制を構築する。併せて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う。さらに、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

(2) 対象

妊産婦及び就学前までの子供とその家庭等

(3) 業務内容

「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日付こ成母第142号、こ支虐第147号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）に基づき、母子保健機能に係る以下の業務を実施するものとする。

ア 妊娠期から子供の就学までの子育て期にわたる母子保健や育児に関する相談に対応する。

イ 妊娠届出後（妊婦給付認定の申請時）、出産前、出産後の各時期において、保健師、助産師等の専門職のほか、「子育て支援員研修」その他区市町村が認めた研修を受けた者が妊婦及び出産した者とこれらの配偶者その他祖父母や親族等、区市町村が認める者に対して面談等を行い、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握すること。

面談等は対面を基本としつつ、体調不良等による療養中や里帰り等による遠隔地に一時居住している場合は、デジタル技術を活用した面談も可能とする。なお、それらの方法が妊婦や子育て家庭の状況により、著しく困難である場合に限っては、面談に準ずる方法として、電話等の方法も可能とする。

ウ イのほか、健診など行政が関わる機会が少ない1歳前後又は2歳前後の子供がいる家庭に対し、子育て支援のニーズを把握するための面談又はアンケート等を行い、子育て支援の情報提供や家庭状況の把握を行い、必要な場合には適切な支援につなげる。また、必要に応じて、希望家庭を対象に、同年齢の子供を育てる親同士の交流会や子育てセミナー、専門職による相談会等を開催すること。

この業務の対象に追加する事項は次のとおりとする。

(ア) 都内での転居により子育て支援のニーズを把握するための面談又はアンケートを転出区市町村（青ヶ島村を除く）で受けていない1歳の誕生日の時点で都民である1歳の子供がいる家庭が、令和7年度に転入した場合

(イ) 都内での転居により子育て支援のニーズを把握するための面談又はアンケートを転出区市町村（千代田区及び青ヶ島村を除く）で受けていない1歳の誕生日の時点で都民である1歳の子供がいる家庭が、令和6年度に転入した場合

エ イの面談等は妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせて切れ目なく実施すること。また、妊娠届出後の面談等を受けた者に対しては、東京都出産・子育て応援事業実施要綱（令和3年3月19日付2福保子家第1940号）に定める育児パッケージを配布すること。

オ ウの面談又はアンケート等を行った家庭に対し、東京都出産・子育て応援事業実施要綱に定めるバースデーサポート（家事・育児パッケージ）を配布すること。

カ 対象者との面談等の記録は、個人情報の保護に十分留意の上、適切に管理すること。

キ 支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。

なお、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に直接つなぐなど、積極的な関与を行うこととする。また、デジタル技術の活用によるアプリケーション等による情報発信や利用者へのアンケート、適時必要な相談対応など、対象者のニーズに応じた伴走型相談支援に資する取組を実施するよう努めるものとする。

ク 以下のいずれかに該当する者に対して、統括支援員（母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる者としてこども家庭センター1か所あたり1名配置される職員をいう。以下同じ。）を中心として児童福祉機能と連携し、サポートプランを作成し、きめ細かい支援を実施する。

（ア） 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者

（イ） 家族からの援助が受けられないなどのリスク要因が認められる者

（ウ） その他、継続的な支援を希望する者等

ケ サポートプランを作成したケースについて、一定期間支援を実施した後、効果検証を行う。効果検証を行った結果、更に継続的な支援が必要な場合は、サポートプランの更新をしながら子供が就学するまで支援する。

効果検証は、乳幼児健診の実施に合わせて行うなど、あらかじめ実施時期を定めておくこと。ただし、最初のサポートプラン作成から1回目の効果検証までの間隔は1年を超えないものとし、1回目の効果検証でサポートプランを更新した場合において、次の効果検証までの間隔も同様とする。

なお、効果検証は、あらかじめ定めた時期に加えて行うことを妨げない。

コ 必要に応じて、訪問によるアウトリーチ型支援を行う。

サ 多言語対応

外国人子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に別途加算の対象とする。

シ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、次の（ア）及び（イ）に掲げる実施方法により実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

（ア） 開設日数は、週2日程度以上とすること。

（イ） 専門的な知識・経験を有する職員を配置すること。

ス 困難事例への対応等の支援

（ア） 妊産婦等からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した相

談支援や、多職種によるアウトリーチ支援の実施

(イ) 関係機関との連携の強化を実施

(ウ) 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施

(4) 実施場所

母子保健に関する専門的な支援機能を有する施設・場所での実施とする。

(5) 母子保健機能の実施担当者

本事業の実施場所には、母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又は社会福祉士等のソーシャルワーカー（以下「専門職員」という。）を1名以上配置するものとする。専門職員は専任が望ましい。

また、1（3）コの支援を実施するに当たっては、社会福祉士、精神保健福祉士又はその他の専門職を1名以上配置するものとする。なお、当該職員は専任が望ましい。さらに、配置に当たっては、令和7年度末までに、職員の必置を目指すこと。

(6) 関係機関との連携等

妊産婦等及び就学前までの子育て世帯への支援を行うに当たっては、関係機関との連携を密にし、地域における支援のネットワークの構築・強化を図ること。

また、民間団体の子育て支援サービス等についても活用するとともに、地域における社会資源の開発に努めること。

2 任意事業

2-1 産前・産後サポート事業

(1) 目的

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。

(2) 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族（以下「利用者」という。）

(3) 事業の実施方法及び内容

次のア又はイの事業を実施すること。

ア 相談支援等

次の(ア)a又はbの実施方法により、(イ)aからeまでの内容を実施する。

(ア) 実施方法

a アウトリーチ（パートナー）型

実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応すること。

b デイサービス（参加）型

公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応すること。

(イ) 内容

a 利用者の悩み相談対応やサポート

b 産前・産後の心身の不調に関する相談支援

c 妊産婦等をサポートする者の募集

d 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催

e 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

イ 出産や子育てに悩む父親に対する支援

(ア) ピアサポート支援等

以下の a 及び b を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換や、子供や父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を行う。

a 父親の交流会等の実施

b 子育て経験のある父親による個別の相談支援の実施

(イ) 父親相談支援

以下の a 及び b を実施することで、妻の妊娠・出産や子供の誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態への支援を行う。

a 以下の b の研修を受けた者又は当該者と同等の知識を有する者による相談支援の実施

b 父親のカウンセリングを行うに当たり、必要となる知識を修得するための研修の実施

(4) 実施担当者

次のアからウまでに掲げる者を必要に応じて配置すること。ただし、(3) ア(イ) b の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、アに掲げる専門職を担当者とすることが望ましい。

また、利用者に直接支援を行う者に対して講習会を実施する等、利用者に対する適切な支援が行えるよう配慮すること。

ア 助産師、保健師又は看護師

イ 子育て経験者、シニア世代の者等

ウ その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者

(5) 母子保健関係機関等との連携体制の整備

事業の円滑な実施を図るため、保健所、保健センター等の関係機関との連携体制を整備すること。

(6) 留意事項

ア 支援における子供の事故のみならず、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。

イ 次に掲げる事業は対象から除外する。

(ア) 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）

(イ) 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導

(ウ) 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助

(エ) 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業

(オ) 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業

ウ より多くの要支援妊産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。

- エ 本事業の実施に当たっては、利用者等の有無や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際や、郵送等により受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- オ 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。
- カ 子育て経験者等の実施担当者の名簿を作成すること。
- キ 利用者ごとに支援台帳を作成すること。
- ク 個人情報の保護に十分留意すること。
- ケ 事業実施中における子供の事故等が発生しないように万全を期すとともに、万が一事故が発生した場合に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- コ アからケまでのほか、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

2-2 産後ケア事業

(1) 目的

出産後一年以内の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

(2) 対象者

出産後1年以内の母子であって、産後ケア((3)ウに掲げる内容)を必要とする者(以下「利用者」という。)

(3) 事業の実施方法及び内容

地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次のイ(ア)からイ(ウ)までの実施方法により、ウの内容を実施すること。

ア 管理者

産後ケア事業を管理する者を定めること。

イ 実施方法

(ア) 短期入所(ショートステイ)型

病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を短期入所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。

利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、区市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。

利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で区市町村が認めた場合に宿泊させることができる。

(イ) 通所(デイサービス)型

日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

(ウ) 居宅訪問(アウトリーチ)型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

ウ 内容

出産後一年を経過しない女子及び乳児等の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う

世話又は育児に関する指導、相談その他の援助を実施すること。

(4) 実施担当者

次のとおり、事業の内容に応じて、アを配置したうえで、イ及びウの担当者を配置すること。

また、短期入所型で実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。

なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。

ア 助産師、保健師又は看護師

イ 心理に関しての知識を有する者

ウ 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者

(5) 実施場所

ア 短期入所（ショートステイ）型

利用者が宿泊する施設は、原則として次の（ア）から（ウ）までの設備を有する施設であり、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用するができる設備がある場合は、この限りでない。

（ア）居室

（イ）カウンセリングを行う部屋

（ウ）乳児の保育を行う部屋

（エ）（ア）から（ウ）までのほか、事業の実施に必要な設備

イ 通所（デイサービス）型

個別又は集団で支援を行うことができる設備やその他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用するができる設備がある場合は、この限りでない。

ウ 居宅訪問（アウトリーチ）型

利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。

(6) 関係機関との連携体制の整備

ア 妊娠・出産・産後のケアの連続性を担保し、事業の円滑な実施を図るため、区市町村は、地区医師会、助産師会等の協力を得て、多職種、多機関が連携した支援体制を整備すること。

イ 事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。

ウ 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

(7) 利用料

本事業の実施に当たり、利用者から利用料を徴収することができる。ただし、本事業を利用しやすい環境を整える観点から、全ての利用者を対象に、利用者が属する世帯の所得の状況（住民税非課税かそれ以外か等）に応じた利用料の減免措置を講じるよう努めること。

(8) 支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合の対応

産後うつ等のリスクの高い産婦など、支援の必要性の高い産婦を受け入れた場合において、当該産婦に対する適切なケアを行うため、以下のアからオまでの全ての取組を行う場合に別途加算の対象とする。

ア 当該産婦に対するアセスメントの実施

イ 上記アによるアセスメントや個々の状況を踏まえたケアプランの作成

ウ ケアプランに基づくケアの実施及びケア実施後の当該産婦の心身の状況等の確認や指導内容等の振り返り

エ 当該産婦の産後ケア事業の利用中及び利用後における区市町村（母子保健部署）との情報共有や、区市町村において必要な支援（産後ケア事業の利用後の支援を含む。）を実施するための連携

オ 上記アからエまでの取組に関する記録の作成及び当該記録の保存・管理

(9) 留意事項

本事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。

イ 多胎家庭など、日常生活や外出に困難を伴う利用者等に対しては、利用者の意向や、利用に際しての申請を、新生児訪問等の際や、郵送等により受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。

ウ 地域の実情に応じて、夜間・休日を問わず、利用者のニーズに応じた受入れ体制を確保すること。

エ 他区市町村と共同で実施する場合は、事業費を適切に按分するなど、区市町村間で調整の上、実施すること。

オ 都が本事業の効果検証のために行うアンケートなどに協力すること。

カ 利用者及びその子供並びに関係者の安全性の確保に十分配慮すること。

短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型を実施する場合は、施設内における安全に関するマニュアル（事故防止及び安全対策、児を預かる場合の留意事項、緊急時の対応体制（対応のフロー図を含む）、重大事案等発生時の対応などの事項を定めたもの）を作成するとともに、担当職員への周知徹底、研修の実施など、安全管理のための体制構築を図ること。

また、事故等の事案発生時の連絡体制を整備するとともに、委託元の区市町村への報告及び事故等の発生原因の検証や再発防止策の実施に努めること。

キ より多くの産婦等が利用できるよう、妊娠期の面接等の機会を通じ、事業についての積極的な周知を行うこと。

ク 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。

ケ 個人情報の保護に十分留意すること。

コ 事業実施中における子供の事故等が発生しないように万全を期するとともに、万が一事故が発生した場合に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。

サ 本事業の全部または一部を団体等に委託する場合は、委託先における事業に要する経費に配慮し、委託料を決定すること。

シ アからサまでのほか、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておく

こと。

2-3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業

(1) 目的

産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。

(2) 対象施設

産後ケア事業を実施し、又は実施を予定している施設（当該区市町村若しくは受託事業者が所有し、又は賃借しているものに限る。）

(3) 業務内容

産後ケア事業を実施する場所の修繕を行う。

(4) 実施期限

各年度3月31日までに着手し、完了したものを対象とする。

(5) 留意事項

他区市町村と共同実施する場合にも、当事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に按分するなど、区市町村間で調整の上、実施すること。

2-4 こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業

(1) 目的

こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）に係る開設準備のために、職員の雇い上げや協議会の開催を行うことにより、当該センターを円滑に開設することを目的とする。

(2) 事業内容

こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）を開設するまでの準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行う。ただし、こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）の設置に要する施設整備や設備整備等は本事業の対象から除外する。

(3) 留意事項

こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）を他区市町村で共同実施する場合にも、当事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に按分するなど、区市町村間で調整の上、実施すること。

2-5 産婦健康診査事業

(1) 目的

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健康診査（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

(2) 事業内容

本事業の実施に当たっては、次のアからウまでの要件を満たすこと。

- ア 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこと。
 - イ 産婦健康診査の結果が産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）から区市町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
 - ウ 産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、本要綱２－３に規定する産後ケア事業又は訪問指導等の区市町村の実情に応じた支援策を実施すること。
- (3) 対象者
- 出産後間もない時期の産婦
- (4) 対象となる産婦健康診査
- ア 内容
- (ア) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）
 - (イ) 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
 - (ウ) 体重・血圧測定
 - (エ) 尿検査（蛋白・糖）
 - (オ) 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと。
- イ 回数
- 対象者１人につき２回以内とする。
- (5) 産婦健康診査の実施等
- ア 本事業の実施に当たり、区市町村は実施機関として適当と認められるものに委託すること。
- イ 産婦健康診査の結果が速やかに区市町村に報告されるよう、区市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。
- ウ 産婦健康診査の結果を踏まえ、支援が必要と認められる場合には、速やかに対象者に本要綱２－３に規定する産後ケア事業又は訪問指導等の区市町村の実情に応じた支援策を実施すること。
- (6) 費用の請求
- 実施機関が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、産婦健康診査１回当たり５千円を上限として、区市町村長に行うものとする。
- (7) 留意事項
- ア 本事業の対象者が居住地以外の実施機関において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を実施機関へ委託して行うことが困難な場合については、(2)のアからウまでの要件を満たす場合に限り、産婦健康診査に係る費用を対象者へ直接助成することを認める。
- イ 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、適宜、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。
- ウ 本事業の対象となる者には、死産及び流産した者を含むこと。
- エ 産婦の心身の状態に応じ、産後ケア事業、精神科等と連携できるような連携体制を整備することが望ましい。

(1) 目的

妊婦及び3歳未満の子供を育てる家庭に対して家事・育児支援を実施することにより、妊婦や保護者の家事・育児負担の軽減を図るとともに、孤立化や産後うつ等の未然防止を図り、安心して子育てができる支援体制を確保する。

(2) 対象者

妊婦及び3歳未満の子供を育てる世帯

(3) 事業の内容及び実施方法等

ア 産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等（以下「家事育児サポーター」という。）が対象者の自宅を訪問し、家事・育児支援を行う。ただし、親族による支援及び保護者不在時の子供の一時預かりについては対象外とする。

イ 家事育児サポーターを派遣するに当たっては、適切な支援を実施するため、本要綱2-8に規定する「人材育成」を活用することが望ましい。

ウ 家事育児サポーターが対象者の自宅を訪問する際に、絵本を持参し育児支援に活用できるように、絵本の購入費用も対象とする。

(4) 関係機関との連携等

ア 事業の円滑な実施を図るため、保健所、保健センター、こども家庭センター、子供家庭支援センター等との連携体制を整備すること。

イ 区市町村は、家事育児サポーターから報告を徴する等により、支援の内容及び対象家庭の状況の把握に努め、虐待のリスクの高い家庭等支援が必要な家庭を発見した際には、必要なサービスに繋ぐこと。

ウ 家事育児サポーターは、虐待の疑いに気付いた場合は、速やかに子供家庭支援センター又は児童相談所に通告しなければならない。

(5) 留意事項

ア より多くの産婦等が利用できるよう、妊娠期の面接等の機会を通じ、事業についての積極的な周知を行うこと。

イ 本事業の実施に当たっては、利用者等の有無や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際や、郵送等により受け付けるなど、利用者等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。

ウ 個人情報の保護に十分留意すること。

エ 事業実施中における子供の事故等が発生しないように万全を期するとともに、万が一発生した場合に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。

オ アからエまでのほか、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

2-7 多胎児家庭支援事業

(1) 目的

多胎児を養育する家庭（以下「多胎児家庭」という。）が抱える、同時に二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の多胎児家庭特有の困難に対して支援を行い、多胎児家庭が安心して子育てをする環境を整備することを目的とする。

(2) 対象者

(3) アは3歳未満の多胎育児中の世帯、イは多胎妊婦及び3歳未満の多胎育児中の世帯。
ウは多胎妊産婦等を対象とし、子供の年齢は問わない。エは多胎妊婦を対象とする。

(3) 事業の内容及び実施方法等

以下アからエまでの全て又は一部を実施する。

ア 移動経費補助

- (ア) 多胎児家庭に対して、乳幼児健診や予防接種など、区市町村における母子保健事業、及び多胎児家庭を対象とした交流会等を利用するために必要なタクシー料金を助成する。ただし、多胎児の0歳時、1歳時及び2歳時において、保健師等の専門職が面接や訪問等により家庭の状況を把握し、必要に応じて支援につなげること。
- (イ) 費用の補助に当たっては、あらかじめ現金を渡すことは不可とするが、タクシーに利用可能なチケット等をあらかじめ渡すことは可能とし、地域の実情に応じ、利用者の利便性に配慮した支援を行う。

イ 多胎児家庭サポーター事業

- (ア) 家事育児サポーターが対象となる多胎妊産婦の自宅を訪問し、外出時の補助や、日常の家事・育児支援を行う。ただし、親族による支援及び保護者不在時の子供の一時預かりについては対象外とする。
- (イ) 家事育児サポーターが多胎児家庭に寄り添って適切な支援を実施するため、当該サポーターを派遣するに当たっては、本要綱2-8に規定する「人材育成」を活用することが望ましい。
- (ウ) 家事育児サポーターが対象者の自宅を訪問する際に、絵本を持参し育児支援に活用できるよう、絵本の購入費用も対象とする。

ウ 多胎ピアサポート事業

以下(ア)から(ウ)までの全て又は一部を実施する。

- (ア) 多胎育児の経験のある家庭等との交流会や専門家による講演会等
- (イ) 多胎児の育児経験者や保健師、助産師、栄養士等の専門職や子育てを支援する団体と連携した相談事業
- (ウ) 多胎妊産婦が入院している場合や、外出が困難な場合など、必要に応じた多胎児の育児経験者や専門職によるアウトリーチでの相談支援事業

エ 多胎妊婦健康診査加算

- (ア) 通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助する。
- (イ) 多胎を妊娠している妊婦一人当たりにつき、5回を限度として支援する。
- (ウ) 本事業の利用については、妊婦健康診査の支援を超える健診が生じた場合に、超えた部分に対して補助を行うこと。

オ 関係機関との連携等

多胎妊産婦等の子育て世帯への支援を行うに当たっては、関係機関との連携を密にし、地域における支援のネットワークの構築・強化を図ること。

また、民間団体の子育て支援サービス等についても活用するとともに、地域における社会資源の開発に努めること。

カ 留意事項

- (ア) 妊娠の届出等において、多胎妊産婦等を把握した場合、申請については、新生児訪

問等の際や、郵送等により受け付けるなど、多胎妊産婦等の状況に配慮した柔軟な対応を行うこと。

- (イ) より多くの多胎児家庭が利用できるよう、妊娠期の面接等の機会を通じ、事業についての積極的な周知を行うこと。
- (ウ) 多胎育児の経験のある家庭や、対象となる多胎妊産婦等が少ないなどの状況によっては、他区市町村と共同で実施することは差し支えない。ただし、事業費を適切に按分するなど、区市町村間で調整の上、実施すること。
- (エ) 事業実施中における子供の事故等が発生しないように万全を期すとともに、万が一事故が発生した場合に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- (オ) 充当可能な国庫補助を活用した上で事業を実施すること。
- (カ) (ア)から(オ)までのほか、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

2-8 人材育成

(1) 目的

本要綱2-6の家事育児サポーター派遣事業及び2-7の多胎児家庭支援事業に規定する家事育児サポーターに研修等を実施し、利用者である妊婦及び3歳未満の子供を育てる家庭や多胎児家庭に寄り添った適切な支援ができる体制を確保することを目的とする。

(2) 対象者

本要綱2-6の産後家事・育児支援事業及び2-7の多胎児家庭支援事業に規定する家事育児サポーター

(3) 事業内容

家事育児サポーターを対象に、区市町村が、妊婦及び3歳未満の子供を育てる家庭や多胎児家庭を支援する人材として必要な研修等を実施する。

研修等の実施には、カリキュラム策定、テーマ選定等の企画、対象者への開催連絡、参加者の取りまとめ、講師及び会場の手配、諸経費の支払、当日運営等の業務全般を含む。

(4) 留意事項

ア 研修等の内容は、母親が、妊娠・出産による身体の変化だけでなく、精神的にも不安定になりがちであること、また、多胎児を育てる家庭が孤立感や不安感を感じやすいことについて理解を深め、利用者に寄り添った支援ができる人材を育成することができるよう工夫をすること。

イ 研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。

また、知り得た受講者等に係る個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

さらに、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。